

日本肥満学会肥満症特例指導医 申請要綱

1. 特例指導医について

日本肥満学会肥満症専門医認定規則 第17条

認定肥満症専門病院で指導医が在籍しない場合の代替措置として、専門医認定委員会で特に認められた者を、「特例指導医」と呼称する。

- (1) 特例指導医は肥満症専門医の資格を必要としない。
- (2) 本学会の専門医2名以上からの推薦
- (3) 特例指導医は、肥満症の診療に5年以上従事している十分な臨床経験を有し、かつ本学会の会員であること。
- (4) 特例指導医の認定期間は5年間までとする。

2. 必要書類

下記(1)～(2)の書類を一括してお送りください。

- (1) 特例指導医認定申請書
- (2) 推薦書 *1

*1 肥満症専門医2名以上からの推薦を受けてください。(用紙をコピーしてご利用ください)
専門医の一覧は、学会HPでご確認頂けます。
(<http://www.jasso.or.jp/contents/authorization/specialist.html>)

3. 申請書提出締切

2019年6月30日(日)必着

4. 申請書類送付先

〒541-0058 大阪市中央区南久宝寺町3-1-8 MPR本町ビル9階 (株)JTB 西日本MICE事業部内
日本肥満学会事務局 宛

5. 認定料

特例指導医に認定された場合、認定料2万円をご納入ください。

6. 肥満症専門医・指導医の取得について

特例指導医に認定された後は、5年間の認定期間中に、肥満症専門医と肥満症指導医に申請し、資格を取得して頂きますようお願い致します。

肥満症専門医、肥満症指導医の申請要件は下記となります。

◇肥満症専門医

申請には専門医認定規則第9条に定める申請資格を全て満たす必要があります。申請書類による受験資格審査と、筆記試験の結果により肥満症専門医に認定します。

受験の詳細と認定規則・細則を、学会HP (<http://www.jasso.or.jp/>) に掲載していますので、ご確認ください。

日本肥満学会肥満症専門医認定規則 第9条

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての見識、人格を備えていること
- 2) 申請時において、継続3年以上または通算5年以上本学会会員であること。(休会期間は会員歴には含まれない)
- 3) 申請時において、基幹学会(日本内科学会、日本外科学会、日本産婦人科学会、日本小児科学会、日本整形外科学会)の認定医または専門医として認められている者。
- 4) 基幹学会の認定医または専門医を取得後、申請時まで3年以上日本肥満学会認定肥満症専門病院にて肥満症の診療に従事している者。
- 5) 肥満症の臨床に関する筆頭者としての学会発表2編、あるいは論文発表が1編以上あること。なお、学会・雑誌に関しては細則で定める。
- 6) 一定以上の肥満症の入院または外来症例の診療経験を有する者。その症例数は細則で定める。

◇肥満症指導医

申請には専門医認定規則第16条に定める申請資格を全て満たす必要があります。

申請方法は、今後決まり次第学会HPに掲載予定です。

日本肥満学会肥満症専門医認定規則 第16条

指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格条件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- (2) 申請時において連続5年あるいは通算7年以上本学会の会員であること。
- (3) 肥満症専門医であること。
- (4) 肥満症に関する臨床業績を有すること。専門医として指導した共著の学会発表が3編以上、または論文が1編以上あること。
- (5) 肥満症の診療及び教育に十分な経験があること。